

三重県における主な人権侵害行為に関する公的な相談・救済制度等について

人権侵害行為全般

(刑事手続)

- 傷害、暴行、名誉毀損^き、侮辱、器物損壊等（刑法第 204 条、第 208 条、第 230 条、第 231 条、第 261 条）などに当たる場合は、犯罪として刑事手続の対象となる。

(司法的救済)

- 損害賠償：不法行為（民法第 709 条）、債務不履行（民法第 415 条）による損害賠償
- 原状回復・差止め：
名誉毀損については、謝罪広告等の名誉を回復する措置を請求することができる。また、一定の人格権侵害については、判例上、差止めが認められている。
- 訴訟手続のほか、仮処分、民事調停がある。

(行政的救済)

- 法務省の人権擁護機関（津地方法務局など）による人権侵犯事件調査処理の手続：
 - ・人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずるほか、関係者に対し人権尊重の理念を深めるための啓発を行い、もって人権侵犯による被害の救済及び予防を図ることを目的とする。
 - ・人権侵犯の事実が認められる場合には、次の措置が講じられる（ただし、強制力を伴わない任意の措置にとどまる。）。
 - (1)援助：被害者等に対し、関係行政機関又は関係のある公私の団体への紹介、法律扶助に関するあっせん、法律上の助言その他相当と認める援助を行うこと。
 - (2)調整：被害者等と相手方又はその者を指導し、若しくは監督する者（以下「相手方等」という。）との関係の調整を行うこと。
 - (3)要請：人権侵犯による被害の救済又は予防について、実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置を執ることを要請すること。
 - (4)説示：相手方等に対し、その反省を促し、善処を求めるため、事理を説示すること。
 - (5)勧告：相手方等に対し、人権侵犯をやめさせ、又は同様の人権侵犯を繰り返させないため、文書で、人権侵犯の事実を摘示して必要な勧告を行うこと。
 - (6)通告：関係行政機関に対し、文書で、人権侵犯の事実を通告し、適切な措置の発動を求めること。
 - (7)告発：刑事訴訟法の規定により、文書で、告発すること。

- 津地方法務局人権擁護課への相談
- 三重県人権センターへの相談

公権力による人権侵害行為

(刑事手続)

- 公務員職権濫用、特別公務員職権濫用、特別公務員暴行陵虐、特別公務員職権濫用等致死傷（刑法第 193 条～第 196 条）に当たる場合は、犯罪として刑事手続の対象となる。

(司法的救済)

- 国家賠償法に基づく国家賠償
- 行政事件訴訟法に基づく行政事件訴訟（行政処分の取消等）

(行政的救済)

- 行政不服審査法に基づく行政不服審査：
 - ・行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度
 - ・処分庁の最上級行政庁に対する審査請求が原則となるが、原則として、審査庁（審査請求を受けた行政庁）が処分に関与していない等の要件を満たす職員から指名する「審理員」が審査を行うとともに、審理員が取りまとめた「審理員意見書」の提出を受けた審査庁は一定の場合を除き、第三者機関（三重県行政不服審査会）に諮問しなければならないこととなっている。
- 都道府県警察の職員の職務執行についての都道府県公安委員会に対する苦情の申出（警察法第 79 条）
- 行政相談（総務省三重行政監視行政相談センター、行政相談委員）：

国、独立行政法人、特殊法人等が行っている業務、県・市町村の業務のうち法定受託事務に該当するもの及び国の委任又は補助を受けて行っている業務について、国民から受け付けた苦情や意見・要望を担当行政機関とは異なる立場から関係機関にあっせんを行い、その解決や実現を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの

不当な差別

【雇用差別】

(司法的救済)

- 労働審判法に基づく労働審判手続：

個々の労働者と事業主との間の労働関係の紛争に関し、裁判所において、裁判官及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で組織する委員会が、当事者の申立てにより、事件を審理し、調停の成立による解決の見込みがある場合にはこれを試み、その解決に至らない場合には、労働審判（個別労働関係民事紛争について当事者間の権利関係を踏まえつつ事案の実情に即した解決をするために必要な審判）を行う手続

（行政的救済）

- 募集・採用、解雇を含む各種労働条件に関する性別を理由とする差別に係る紛争についての都道府県労働局長による紛争解決援助（助言・指導・勧告）（男女雇用機会均等法第17条）
- 労働条件に関する性別を理由とする差別に関する紛争調整委員会による調停（男女雇用機会均等法第18条～第23条）
- 労働条件等に係る紛争に関する都道府県労働局長による助言・指導（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条）
- 労働条件等に係る紛争に関する紛争調整委員会によるあっせん（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条、第12条～第15条）
- 三重県労働委員会による個別労働紛争のあっせん

- 三重労働局雇用環境・均等室（総合労働相談）への相談
- 三重県雇用経済部雇用対策課（三重県労働相談室）への相談

【商品・サービス・施設等の提供拒否】

（行政的救済）

- 消費者安全法に基づく消費生活相談等
 - ・三重県環境生活部くらし・交通安全課（三重県消費生活センター）及び市町消費生活相談窓口での相談、あっせん、情報提供等
- 三重県消費生活条例に基づく消費者被害の救済措置：
 - ・消費者から商品等に関する苦情の申出があった場合の知事による苦情の処理等
 - ・解決が困難な苦情についての三重県消費者苦情処理委員会によるあっせん・調停

【結婚・交際における差別】

（行政的救済）

- 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）への相談
- みえ外国人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」（(公財) 三重県国際交流財団）への相談
- 三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）への相談
- 三重県警察本部警察安全相談室への相談

【新型コロナウイルス感染症に係る差別等】

（行政的救済）

- 法務省「みんなの人権110番」への相談
- 重大な人権侵害についての人権相談プラットフォーム会議への相談

【障がいを理由とする差別】

(行政的救済)

- 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例に基づく三重県子ども・福祉部障がい福祉課への相談、知事による助言・あっせん・勧告

【性別を理由とする差別】

(行政的救済)

- 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）への相談

【性的指向・性自認を理由とする差別】

(行政的救済)

- 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）への相談（みえにじいろ相談）

【外国人差別】

(行政的救済)

- みえ外国人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」((公財)三重県国際交流財団)への相談

児童虐待

【家庭内における児童虐待】

(行政的救済)

- 児童福祉法に基づく、被虐待児童の発見・通告、一時保護、立入調査、里親委託・施設入所、虐待した保護者の指導、親権喪失宣告請求等の児童相談所を中心とした一連の手続のほか、児童虐待防止法に基づく、通告を受けた児童相談所による児童の安全の確認等
- 子どもを虐待から守る条例に基づく、早期発見及び早期対応、保護及び支援に関する措置
- 三重県児童相談センターへの相談

【施設内における児童虐待】

(行政的救済)

- 都道府県知事等による児童福祉施設に対する監督（報告要求、質問、立入検査）、改善勧告、改善命令、事業停止命令（児童福祉法第46条）
- 都道府県知事等による無認可（児童福祉目的）施設に対する報告要求、立入調査、改善勧告、事業停止・施設閉鎖命令（児童福祉法第59条）
- 都道府県知事による社会福祉施設に対する調査（報告要求、検査）、改善命令、経営制限・停止命令、許可の取消し（社会福祉法第70条～第72条）
- 三重県児童相談センターへの相談

高齢者・障がい者虐待

【家庭内における高齢者・障がい者虐待】

（行政的救済）

- 高齢者虐待に関しては、高齢者虐待防止法により、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されている。
 - ・高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（高齢者虐待防止法第6条）
 - ・通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議（高齢者虐待防止法第9条）
 - ・立入調査の実施（高齢者虐待防止法第11条）
 - ・立入調査の際の警察に対する援助要請（高齢者虐待防止法第12条）
 - ・老人福祉法に規定する措置がとられた高齢者に対する養護者の面会の制限（高齢者虐待防止法第13条） 等

- 三重県障害者相談支援センターへの相談
- 三重県立子ども心身発達医療センターへの相談
- 三重県子ども・福祉部障がい福祉課への相談

【施設内における高齢者・障がい者虐待】

（行政的救済）

- 都道府県知事による社会福祉施設に対する調査（報告要求、検査）、改善命令、経営制限・停止命令、許可の取消し（社会福祉法第70条～第72条）
- 市町村長又は都道府県知事による高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（高齢者虐待防止法第24条）
- 都道府県知事による障害者支援施設に対する報告要求、質問、立入検査、事業停止・廃止命令（障害者総合支援法第85条・第86条）
- 精神病院入院者に関する精神医療審査会による処遇の審査、都道府県知事による退院・処遇改善命令、厚生労働大臣・知事による精神病院に対する報告要求、立入検査、改善命令、医療の提供制限命令（精神保健福祉法第38条の2～第38条の7）

- 三重県障害者相談支援センターへの相談
- 三重県立子ども心身発達医療センターへの相談
- 三重県子ども・福祉部障がい福祉課への相談

いじめ

（行政的救済）

- いじめ防止対策推進法に基づくいじめに対する措置や重大事態への対処

- 各学校・園への相談
- 市町教育委員会への相談
- 三重県児童相談センターへの相談
- 三重県総合教育センター（教育相談）への相談
- 三重県教育委員会人権教育課への相談
- 法務省「子どもの人権 110 番」
- 三重県警察本部警察安全相談室への相談
- 三重県立子ども心身発達医療センターへの相談
- 三重県こころの健康センター（自殺予防）への相談

セクシュアルハラスメント

（行政的救済）

- 三重労働局による事業主に対するセクシュアルハラスメント防止のための報告・助言・指導・勧告（男女雇用機会均等法 29 条）
- 三重労働局雇用環境・均等室（総合労働相談）への相談
- 三重県女性相談所への相談
- 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）への相談

ドメスティック・バイオレンス

（行政的救済）

- 警察による加害者の検挙、加害者への指導警告、被害女性への支援等（女性・子どもを守る施策実施要綱）
- 三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等による被害者への支援：
 - ・ 婦人相談員による相談・指導（配偶者暴力防止法第 4 条）
 - ・ 婦人保護施設による保護（配偶者暴力防止法第 5 条）
 - ・ 福祉事務所による自立支援（配偶者暴力防止法第 8 条の 3）
- 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）への相談
- 三重県警察本部警察安全相談室への相談

犯罪被害

（行政的救済）

- 「三重県犯罪被害者等見舞金」の給付
- （公社）みえ犯罪被害者総合支援センターへの相談
- 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」への相談
- 三重県環境生活部くらし・交通安全課（三重県交通事故相談窓口）への相談
- 三重県警察本部警察安全相談室への相談